法人会員会則

OKスポーツクラブ株式会社

第1条(名称·所在地)

本クラブはOKスポーツクラブ(以下クラブ)と称し、徳島市山城西3丁目13番地6に置きます。

第2条(運営)

本クラブの運営はOKスポーツクラブ株式会社(以下会社)が運営、管理にあたります。

第3条(目的)

本クラブの目的は会員がクラブ内の施設を利用することにより心身の健康維持及び増進を図ると共に、明朗健全なる社交クラブたることを目的とします。

第4条(会員の種類)

本クラブは会員制とし、本クラブの趣旨に賛同するもので会社が認めたものを本クラブの会員とします。

本クラブの会員は次の通りとします。

1.個人会員 個人を対象とし、記名式とします。

2.法人会員 法人を対象とし、職員及びその家族とします。

第5条(諸費用の負担)

会員はその種類に応じて所定の諸費用、諸料金を所定の方法にて会社に納入しなければなりません。

第6条(入会金·会費等)

- 1. 入会金・諸費用の金額支払い期間、支払方法は会社がこれを定めます。
- 2. いったん納入された入会金・諸費用はいかなる場合においても返還致しません。
- 3. 会社は経済情勢などの変動に応じて入会金・諸費用などの金額を変更することが出来ます。
- 4. 会員の権利及び資格を譲渡、または相続させることはできません。

第7条(入会手続き)

本クラブに入会を希望するものは、所定の申込手続きを行い会社の承認を得るとともに会社が定めた会費を納入しなければなりません。

第8条(会費)

会費とは次のものをいいます。 1. 入会金 2. 月会費

会費は前納入制とし、入会月は現金で翌月より自動振替制度と致します。

第9条(退会)

会員が退会する場合は所定の手続きを要するものとします。また滞納金がある場合は未払い料金としてご請求させて頂きます。

第10条(休会)

本クラブにおいて、休会制度はございません。

第11条(除名)

会員が下記項目のいずれかに該当した場合は、本クラブより除名される場合があります。

- 1. 本会則に違反する行為があった場合や会員としてふさわしくないと認めた場合。
- 2. 本クラブの施設、設備を故意に破損した場合。
- 3. 諸支払いを滞納し、請求があっても完納しない場合。

第12条(会員資格の喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

1. 退会 2. 除名 3. 死亡 4. 法人又は団体が解散した時

第13条(ビジターの取扱い)

本クラブの施設に余裕のある場合、本施設を会員以外に利用させることがあります。この場合ビジターは別に定める料金をお支払い頂きます。 第14条(休業)

本クラブは定期休暇、法定点検等その他やむえない理由により臨時休業することがあります。臨時休業の場合は原則として2週間前までに施設内に掲示致します。

第15条(施設の閉鎖)

本クラブは所定の休日以外に次の場合は一部閉鎖することができます。

- 1. 異常気象、災害等により開館が困難な場合。
- 2. 施設の改造、補修点検の為の施設利用が困難な場合。
- 3. その他施設の全部、又一部を利用することが困難な場合。

第16条(損害賠償責任)

- 1. 会員が施設を利用中、インストラクター及び職員の指示に違反して生じた盗難、負傷等の事故に関してクラブは一切の責任を負いません。
- 2. 会員は本クラブ利用中、自己の責に帰すべき事由により、本クラブ又は第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
- 3. 駐車場施設を利用中に起こった盗難、事故に関してクラブは一切責任を負いません。

第17条(細則)

本会則に定めない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブがこれを定めます。

第18条(改定)

本会則の改定、変更は会社の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものと致します。

尚、本会則の改定、変更を行う時は改定日の1ケ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び会社ホームページにて会員に告知する ものとします。

第19条(解散)

- 1. 会社は止むを得ざる事情による場合には、6ヶ月前の予告をすることによりクラブを解散することができます。
- 2. 解散の理由が天災、地震、公権力の命令、強制、その他不可抗力である場合には前項の予告期間を短縮することができます。

第20条(附則)

本会則は平成31年3月1日より改定施行します。